

浜田市人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付要綱

（目的）

第 1 条 この告示は、人工透析療法を受ける患者及び精神疾患の治療を受ける精神障害者に対し、その者が当該疾病の治療のため通院に要する交通費（以下「通院交通費」という。）を助成することにより、患者の負担軽減を図ることを目的とする。

（助成の対象）

第 2 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、通院距離が片道 2 キロメートル以上の特定の医療機関に通院する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、浜田市障害者タクシー等利用料金助成要綱（平成 17 年浜田市告示第 27 号）に定める助成制度を利用する者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているじん臓機能障害者のうち、人工透析療法（腹膜透析を含む。）を受ける必要のある者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神疾患の治療を受ける必要のある者

（助成金の額及び限度額）

第 3 条 助成金の額は、通院交通費の半額とする。ただし、1 人につき 1 月当たり 2 万円を限度とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

（通院交通費の算定）

第 4 条 通院交通費の算定に当たっては、最も経済的な経路及び交通手段により行うものとする。

2 通院交通費の額は、次の各号に掲げる交通手段の区分に応じ、当該各号に定める額により算定する。

- (1) 列車 通院に利用することとなる列車の運行区間に係る旅客運賃の実費
- (2) バス 通院に利用することとなるバスの運行区間に係る旅客運賃の実費（以下「バス料金」という。）
- (3) その他 バス料金に相当する額

3 前 2 項の規定にかかわらず、対象者のうち、単独で公共交通機関を利用することができないものが自家用有償旅客運送（道路運送法（昭和 26 年法

律第 183 号) 第 79 条の規定による登録を受けて行う旅客の運送をいう。) を利用する場合にあっては、通院交通費の額は、実費により算定する。

(認定申請)

第 5 条 通院交通費の助成を受けようとする者は、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成認定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(登録及び決定等)

第 6 条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成台帳(様式第 2 号)に登録するとともに、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成認定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第 7 条 前条に規定する通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成金交付申請書(様式第 4 号)により、人工透析患者通院証明書(様式第 5 号)又は精神障害者通院証明書(様式第 5 号の 2)を添え、毎年 6 月、9 月及び 12 月においてはそれぞれ翌月に、3 月においては 3 月末日までに、それぞれの月分までの通院状況に応じた助成金の交付を申請するものとする。

(変更届等)

第 8 条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成変更届(様式第 6 号)又は人工透析患者・精神障害者通院交通費助成資格喪失届(様式第 7 号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は医療機関等を変更したとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定は、平成 18 年度以後の人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付事業について適用し、平成 17 年度の人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付事業については、なお合併前の浜田市人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付要綱（平成 8 年浜田市告示第 32 号）、金城町人工透析患者通院交通費助成金交付要綱（平成 4 年金城町告示第 28 号）、旭町人工透析患者通院交通費助成金交付要綱（平成 16 年旭町告示第 5 号）、旭町精神障害者通院費助成要綱（平成 3 年旭町告示第 2 号）、三隅町腎臓機能障害者通院費助成要綱（平成 2 年三隅町要綱第 2 号）又は三隅町精神障害者通院費助成要綱（平成 5 年三隅町告示第 63 号の 1）の例による。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日告示第 99 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第 3 条の規定（同条にただし書を加える改正規定に限る。）は、この告示の施行の日以後の通院交通費について適用し、同日前の通院交通費については、なお従前の例による。